

白百合訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団英集会が開設する 白百合訪問看護ステーション（以下事業所という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護師が、要介護状態及び要支援状態にあり、かかりつけの医師が事業の必要を認めた高齢者及び障害者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 白百合訪問看護ステーション
- 2 所在地 岐阜市安食1228

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（訪問看護職員と兼務）
- 2 看護職員 4名 理学療法士 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日（ただし年末年始、お盆、祝日を除く）
- 2 営業時間 9時～17時

(各事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の居宅における病状・障害の観察、じょく創の予防・処置等

(利用料)

第7条 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費も、徴収しない。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押し印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市（美山を除く）本巣市、関市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他救急事態が生じた時は、必要に応じた臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医等に報告しなければならない。

(個人情報についての留意事項)

第10条 1 従業員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をせるため、従業員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(相談・苦情対応)

第11条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

付 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する

付 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年12月13日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年5月9日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年8月11日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年10月11日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。